

第1回疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会／第1回臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会 合同委員会	資料 10
平成24年12月27日	

疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会
臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会
合同委員会の今後の進め方について（案）

- 両指針の見直しについては、内容の整合性や研究者の利便性の向上を図ることが求められている。また、第74回厚生科学審議会科学技術部会（10月18日開催）においても、両委員会を合同開催するべきとの指摘があったことも踏まえ、今後も合同開催することを原則とする。
- また、「疫学研究に関する倫理指針」については、文部科学省との共同告示であり、これまでの見直しの際にも合同で検討してきたことから、今回も、文部科学省において「疫学研究に関する倫理指針」の見直しに向けた専門委員会が設置された後には、厚生労働省、文部科学省とが連携し合同で委員会を開催することを原則とする。
- 平成25年夏までに指針の見直しの方向性をまとめ、科学技術部会に報告する。
- 具体的な会議スケジュールは以下のとおり。
 - 第1回（12月27日）**
 - ・ 両指針の現状を共有 他
 - 第2回～6回：厚生労働省、文部科学省合同で開催予定（2月～6月：月1回程度）**
 - ・ 現状の課題の整理と検討